

# 身体拘束適正化・虐待防止指針

マイネスハウス福重

令和4年度作成

# 身体拘束適正化・虐待防止指針

## 1 身体拘束に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践することとする。

### (1) 身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行われない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の 3 つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

**切迫性**：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

**非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。

**一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 2 身体拘束に関する基本指針

### (1) 身体拘束の原則禁止

原則として、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

### (3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

- 1 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- 2 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- 3 利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- 4 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。  
やむを得ず安全確保を優先する場合は委員会において検討する。
- 5 やむを得ないと、拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

### 3 身体拘束・虐待防止に関する体制（身体拘束・虐待防止委員会の設置等）

(1) 身体拘束等の適正化、虐待防止のための対策を検討する「身体拘束適正化・虐待防止委員会」を設置し定期的に開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束・虐待防止委員会の責任者；施設長

身体拘束・虐待防止委員会の構成員；介護職・看護職・相談員・介護支援専門員・管理栄養士

(3) 身体拘束適正化・虐待防止委員会の開催

3ヵ月毎及び、その他必要な都度開催する。

(4) 虐待防止検討委員会の議題は、次のような内容について協議するものとする。

- ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 緊急委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性に3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。

また廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当職員と行い、次回委員会にて報告する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。

また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施し身体拘束に対する同意書を送付する。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録は義務付けられており専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(2) に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告をする。

身体拘束禁止の対象となる具体的行為
①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 5 身体拘束・虐待防止の改善に関する新人教育・研修

(基本方針)

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束・虐待防止、人権を尊重した介護の励行を図り職員教育を行う。

職員教育の内容

- 1 定期的な教育・研修を実施する。
- 2 新任者に対する身体拘束・虐待防止、改善のための教育・研修を実施する。

## 6 虐待防止に関する基本方針

### (1) 虐待の禁止

(虐待の防止に関する基本的考え方)

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない

#### 1 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じる、若しくは生じる恐れのある行為を加える。または、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等)

#### 2 介護の放棄・放任(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等)

#### 3 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えば分かるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等)

#### 4 性的虐待

利用者に関わつない行為をすること、または関わつない行為をさせること。(性交、性的暴

力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るよう強いる、裸の写真や映像を撮る等)

#### 5 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

当法人においては利用者に対する上記の虐待を禁止する。上記の物以外にも、虐待と思われる「不適切なケア」を行わないこととする。

### (2) 日常の介護における留意事項

虐待防止のために、日常的に以下のことを取り組む。

- 1 暴力など明らかな虐待行為は犯罪であり、即時報告を行う。
- 2 適切ではない言動を見て見ぬふりをしない。
- 3 一人で抱え込まず「チームケア」を行う。
- 4 ストレスマネジメントの実践。

ストレスチェックを年1回行い、また、身体拘束・虐待自己チェックを都度実施し、身体拘束・虐待防止委員会の会議において虐待の有無(疑い)の報告を行い、虐待行為の早期発見に努める。

### (3) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- 2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

### (4) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 1 職員が利用者への虐待を発見した場合、責任者に報告する。虐待者が責任者本人であった場合は、総務に相談する。
- 2 責任者は、相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が責任者の場合は、総務が責任者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は時系列で概要を整理し速やかに市に通報しなければならない。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

4 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

5 虐待を行った者へは、対応の改善を求め就業規則等に則り必要な措置を講じる

#### (5) 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

#### (6) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付者が寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には総務に相談する。

2 相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

3 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。

4 相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

## 7 当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページに掲載し、ご利用者及びご家族等、すべての職員が閲覧可能とする。

## 8 本指針の改定は、必要に応じて委員会の責任者が行うものとする。

附則 本指針は、令和4年4月1日から施行する。